

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 規約

(目的及び設置)

第1条 武蔵小杉駅周辺地域において、大規模な地震が発生した場合の滞在者の安全確保に向けて、都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日 国都まち第21号。以下「要綱」という。）第2条の2に規定するエリア防災計画の作成及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、要綱第2条の規定に基づき、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) エリア防災計画の策定に関すること。
- (2) エリア防災計画に基づく取組の推進に関すること。
- (3) その他武蔵小杉駅周辺地域における震災時の安全確保に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 会長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(書面による議事)

第6条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第7条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 議長は、エリア防災計画の内容に係る検討及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、中原区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年10月27日から施行する。

この規約は、令和5年7月25日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

	関係機関
1	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課 課長
2	神奈川県くらし安全防災局 副局長
3	川崎市副市長
4	川崎市中原区 区長
5	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社長
6	東急電鉄株式会社 鉄道事業本部長
7	神奈川県中原警察署 署長
8	武蔵小杉周辺再開発協議会 会長

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

エリア防災計画作成部会 会則

(目的及び設置)

第1条 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約第9条の規定に基づき、武蔵小杉駅周辺地域の大規模震災時における滞在者の安全確保に向けたエリア防災計画に係る検討及び調整等を行うため、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会計画作成部会（以下「部会」という。）を組織する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) エリア防災計画の内容に係る検討及び調整
- (2) エリア防災計画に基づく取組の推進に関する検討及び調整
- (3) その他武蔵小杉駅周辺地域における震災時の安全確保に関する検討及び調整

(構成)

第3条 部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会に部会長をおき、構成員の中から選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 部会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 部会長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(書面による議事)

第6条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第7条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項について、部会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 部会の庶務は、中原区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則

この会則は、平成27年10月27日から施行する。

この規約は、令和5年7月25日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 エリア防災計画作成部会

	関係機関
1	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 課長
2	川崎市中原区 副区長
3	川崎市危機管理本部 (市対策本部) 担当課長
4	川崎市まちづくり局小杉駅周辺整備推進担当 担当課長
5	東日本旅客鉄道(株)武蔵小杉駅 駅長
6	東急電鉄(株)武蔵小杉駅 駅長
7	神奈川県中原警察署 副署長
8	中原消防署 副署長
9	川崎市教育会館 総合教育センター総務室長
10	川崎市生涯学習プラザ 公益財団法人川崎市生涯学習財団事務局長
11	川崎市総合自治会館 公益財団法人川崎市市民自治財団事務局長
12	川崎市総合福祉センター 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会事務局長
13	川崎市中原市民館 館長
14	川崎市中原図書館 館長
15	川崎市平和館 館長
16	川崎市医師会館 公益財団法人川崎市医師会 事務局長
17	川崎市コンベンションホール 館長
18	グランツリー武蔵小杉 部長

19	東急スクエア 総支配人
20	ららテラス武蔵小杉 三井不動産(株)商業施設運用部 アセットマネジメントグループ グループ長
21	武蔵小杉駅西街区ビル防災センター 所長